

公益財団法人綾部市医療公社

平成 28 年度 事業計画

公益財団法人綾部市医療公社は、綾部市立病院の管理運営を通して医療や公衆衛生に関する各種事業を展開し、綾部市並びに近隣住民の健康増進及び地域医療の確保・向上に取り組んでいます。

平成 18 年度からは指定管理者として綾部市から指定を受けて、市立病院の管理運営を行っています。その指定期間が平成 27 年度をもって終了しますが、本年度から更に 10 年間の病院運営を託されました。今後も綾部市と緊密な連携の下に、当公社の目的達成のため邁進していきます。

綾部市立病院は、平成 2 年の開院から今日まで、地域における急性期中核病院として大きく発展してきました。しかしながら、国が進める医療制度改革や医師不足問題など地域医療を取り巻く環境は大きく変わってきており、当院におきましても病床機能の一部見直しを検討しています。また、多くの病院が土曜日の外来診療を休診する中で、患者サービスの面から開院以来継続してきた土曜日の外来診療を、本年度より全診療科休診します。

開院から 25 年が経過し、改めて当院の果たすべき役割を再認識して、当公社の目的である地域住民の健康と福祉の増進の達成のため、次のとおり本年度の事業計画を定めます。

1 本年度重点目標

(1) 地域包括ケア病棟の導入と病床機能の更なる検討

地域における病床の機能分化・再編に向けて、一昨年から病床機能報告制度が始まり、当院においても将来を見据えた病床機能の検討を重ねてきました。その結果、地域で不足している回復期病床の充実と他の急性期病棟の純度を高めるため、4 病棟のうちの 1 病棟（50 床）を地域包括ケア病棟へ変更する方向で準備を進めており、本年度早期にその実現を目指します。

また、本年度は地域医療構想の具体的な数字が示される予定であり、綾部市及び近隣地域における医療ニーズの現状や課題、将来展望を十分に研究し、地域の基幹病院として果たすべき役割や進むべき方向性について更なる議論・検討を重ねていきます。

(2) 新公立病院改革ガイドラインへの対応

総務省より新たな公立病院改革ガイドラインが示され、公立病院は更なる経営の効率化を図り、持続可能な病院経営となるべく改革に取り組むことが求められています。平成 25 年度に作成した「綾部市立病院中期計画（5 か年）」を基にして、地域医療構想を踏まえた新たな改革プラン（5 か年計画）を、綾部市と連携して策定を進めます。

(3) 診療報酬改定への迅速な対応

平成28年度は診療報酬改定の年となります。病床機能分化促進のための7対1入院基本料等の見直し、医療従事者の負担軽減、質の高いリハビリテーションやがん診療、認知症医療の評価、小児・周産期医療の充実などの改定が見込まれます。本年度の改定内容に対して迅速かつ的確に対応し、引き続き地域医療の確保・充実に努めます。

(4) 診療機能の維持・充実

本年度より土曜日の外来診療を全診療科休診します。患者サービスの面では一部後退することとなりますが、地域の基幹病院としての役割を果たすため、今まで以上に日々の外来診療や救急医療の充実に図り、診療機能や質の維持・充実に努めます。

(5) 堅実な病院運営

綾部市立病院は、永年にわたり健全経営を継続し、安定した財政基盤の下に地域が求める様々な医療や各種事業を展開してきました。平成26年度は病院第4次整備工事や消費税率改定の影響などにより23年ぶりの赤字決算を計上しましたが、本年度新たな改革プランの作成を進める中で、収入の確保やコスト削減など経営改善に係る対策を推進し、堅実な運営、健全な経営に努めます。

2 各公益目的事業

(1) 救急医療確保

本年度より土曜日の外来診療を休診することから、更なる救急医療体制の充実が望まれます。救急当直医師の確保が困難な状況ではありますが、綾部市唯一の救急告示病院として、また、公立病院の使命として、地域住民の健康を守るため、全力を挙げて綾部市における救急医療体制の確保に取り組みます。

(2) 公衆衛生活動事業

疾病予防や健康増進、医学的知識の向上のため、毎年開催している「市民のための学術講演会」を、今年は7月30日に開催します。また、昨年度、多くの参加者を得た世界糖尿病デーに因んだ市民公開講座についても、本年度は更に内容を工夫して開催します。

その他、毎月実施している糖尿病教室・試食会、年4回開催している生活習慣病予防教室もこれまで同様に取り組むほか、地域FM放送の健康番組への出演(年7回)や広報誌の定期発行(年3回)などを通して広く医学的知識を発信します。

(3) 健診業務

昨年、病院第4次整備工事において人間ドック室がリニューアルされ、待合室や更衣室などがより快適な空間となるとともに、検査や診察の動線が短くなり利便性が格段に向上しました。今後はソフト面での充実に図りながら、1日10人体制の

稼働率を維持し、更なる健診サービスの質向上に向けて取り組みます。

綾部市が実施する住民基本健診への医師派遣に対してもできる限り協力し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。

(4) 地域連携体制

定期的な施設訪問や地域連携会議等を通して、地域の医療福祉関係施設との機能分担と円滑な連携の強化を図り、紹介患者の更なる獲得に努めます。また、地域の開業医、訪問看護、ケアマネージャーや行政との連携を図り、患者やその家族にとってもより良い円滑な退院支援に努めます。

京都府北部の医療体制充実のため、京都府立医科大学附属北部医療センターを中心に府北部地域の関係病院との更なる相互補完体制の推進に努めます。

(5) へき地医療確保

京都府へき地医療拠点病院として、綾部市の無医地区に医師を派遣して当該地域の医療の確保に努めます。本年度も綾部市立奥上林診療所に毎週木曜日、綾部市立中上林診療所には毎週月曜日と金曜日に、それぞれ医師1名を派遣します。

(6) 人材の確保と育成

安定した地域医療を推進していくためには医師、看護師を始めとしたマンパワーの確保が最重要課題と認め、継続的な人材確保に取り組みます。

また、職員のワークライフバランスを推進し、働きやすい魅力的な職場作りと離職防止に努めます。

京都府立医科大学教育指定病院並びに看護系大学や各種養成学校の実習病院として積極的に医学生や看護学生などの学生実習を受け入れ、今後の地域医療を担う人材育成に尽力します。

(7) 訪問看護・居宅介護事業

国が進める「地域包括ケアシステム」において、病院と在宅を結ぶ訪問看護の重要性が高まっています。本年度におきましても、利用者が安心して在宅で療養生活が送れるよう行政、地域医療機関、介護福祉施設等と緊密に連携し、積極的に在宅ケアを展開していきます。

居宅介護支援事業につきましては、利用者が必要としている支援を的確に組み取った適切なケアプランの作成を心掛け、更なる質の向上に努めていきます。

(8) その他

平成26年度7月に更新認定を受けた病院機能評価について、認定後3年目の年となる今年、「期中の確認」の年となります。これは、認定期間中の継続した質改善活動への取り組みについて自己評価を行い、書面で報告するものですが、日々当院が提供している診療業務や医療サービスについて改めて再点検を行い、医療の質向上に役立てていきます。